

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

令和5年

奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 電子情報処理組織による申請等（第3条関係） 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができることとする。</p> <p>2. 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係） 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。</p> <p>3. 電磁的記録による作成等（第6条関係） 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、条例又は規則に基づく行政手続等について情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる共通の事項を定めるため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 DX推進課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例								
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年人事院勧告（令和5年8月7日） ・ 特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）第1条及び第2条による特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市特別職の期末手当の支給割合を改定する。（第1条による改正、第2条による改正）</p> <p>(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例</p> <p>(2) 教育長の給与に関する条例</p> <p>(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例</p> <p>(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例</p> <p>期末手当の支給割合</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行</td> <td>1. 65 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月</td> <td>1. 75 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月以降</td> <td>1. 70 箇月分</td> </tr> </table>	現行	1. 65 箇月分	令和5年12月	1. 75 箇月分	令和6年6月以降	1. 70 箇月分
現行	1. 65 箇月分								
令和5年12月	1. 75 箇月分								
令和6年6月以降	1. 70 箇月分								
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の特別職の職員の期末手当の支給割合の改定を行うもの。 								
5 施行期日	公布の日、令和6年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課						

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例																										
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年人事院勧告（令和5年8月7日） ・ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 給料表の改定（第1条による改正、第3条による改正）</p> <p>(1) 一般職の職員の初任給を引き上げるとともに、若年層の職員を重点的に、給料の引上げを行う。</p> <p>(2) 特定任期付職員について、一般職の職員に準じた引上げを行う。</p> <p>2. 勤勉手当及び期末手当の改定（第1条から第4条までによる改正）</p> <p>(1) 一般職の職員（次号の職員を除く。）の場合の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">期末手当</th> <th style="width: 35%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1. 20 箇月分</td> <td>1. 00 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月</td> <td>1. 25 箇月分</td> <td>1. 05 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月以降</td> <td>1. 225 箇月分</td> <td>1. 025 箇月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の場合の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">期末手当</th> <th style="width: 35%;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 675 箇月分</td> <td>0. 475 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月</td> <td>0. 70 箇月分</td> <td>0. 50 箇月分</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月以降</td> <td>0. 6875 箇月分</td> <td>0. 4875 箇月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特定任期付職員の場合の期末手当の支給月数</p> <p>現行 1. 65 箇月分</p> <p>令和5年12月 1. 75 箇月分</p> <p>令和6年6月以降 1. 70 箇月分</p>		期末手当	勤勉手当	現行	1. 20 箇月分	1. 00 箇月分	令和5年12月	1. 25 箇月分	1. 05 箇月分	令和6年6月以降	1. 225 箇月分	1. 025 箇月分		期末手当	勤勉手当	現行	0. 675 箇月分	0. 475 箇月分	令和5年12月	0. 70 箇月分	0. 50 箇月分	令和6年6月以降	0. 6875 箇月分	0. 4875 箇月分
	期末手当	勤勉手当																									
現行	1. 20 箇月分	1. 00 箇月分																									
令和5年12月	1. 25 箇月分	1. 05 箇月分																									
令和6年6月以降	1. 225 箇月分	1. 025 箇月分																									
	期末手当	勤勉手当																									
現行	0. 675 箇月分	0. 475 箇月分																									
令和5年12月	0. 70 箇月分	0. 50 箇月分																									
令和6年6月以降	0. 6875 箇月分	0. 4875 箇月分																									
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の給与改定に準じて、若年層を重点的に本市の一般職の職員の給与の改定を行うもの。 ・ 国家公務員の給与改定に準じて、本市の特定任期付職員の給与の改定を行うもの。 ・ 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の期末手当等の改定を行うもの。 																										
5 施行期日	公布の日、令和6年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課																								

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案																																												
<p>(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第5条関係）</p>	<p>(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第5条関係）</p>																																												
給料表	給料表																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th>9級</th><th>10級</th> </tr> <tr> <th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th> </tr> </table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">職員 の区 分</th> <th rowspan="2">職務 の級 号給</th> <th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th>9級</th><th>10級</th> </tr> <tr> <th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th> </tr> </table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
職員 の区 分			職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																
	給料	給料		給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料																																		
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																		
		給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料																																		

現行												改正案											
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額			月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1		150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700			162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2		151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600			163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3		152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700			164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4		153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800			165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5		154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900			166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6		155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200			167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7		156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700			168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8		157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100			169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9		158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500			170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10		160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300			172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11		161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100			173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12		162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000			174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13		164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700			176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14		165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100			177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15		167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400			179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16		168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500			180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17		169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800			181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18		171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800			183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19		172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700			184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20		174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600			186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000

現行												改正案											
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500			
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000			
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500			
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600			
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700			
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900			
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100			
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700		29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100			
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600		30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000			
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500		31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900			
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400		32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800			
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200		33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600			
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100		34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500			
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800		35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200			
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300		36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700			
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000		37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400			
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600		38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000			
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400		39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800			
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000		40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400			
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500		41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900			
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600			42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000				

現行										改正案									
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
定年	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		定年	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
前再	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			前再	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
任用	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			任用	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
短時	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			短時	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		

現行							改正案						
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		294,900	342,600				94		295,900	343,600			
95		295,200	343,100				95		296,200	344,100			
96		295,600	343,500				96		296,600	344,500			
97		295,800	343,700				97		296,800	344,700			
98		296,100	344,100				98		297,100	345,100			
99		296,500	344,500				99		297,500	345,500			
100		296,900	344,800				100		297,900	345,800			
101		297,100	345,100				101		298,100	346,100			
102		297,400	345,500				102		298,400	346,500			
103		297,800	345,900				103		298,800	346,900			
104		298,100	346,300				104		299,100	347,300			
105		298,300	346,800				105		299,300	347,800			
106		298,600	347,200				106		299,600	348,200			
107		299,000	347,600				107		300,000	348,600			

現行												改正案											
間勤 務職 員												間勤 務職 員											

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u> 」とあるのは、「<u>100分の70</u> 」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「<u>100分の68.75</u> 」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)																												
第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000
号給	給料月額																												
1	円 376,000																												
2	422,000																												
3	472,000																												
4	533,000																												
5	608,000																												
6	710,000																												
号給	給料月額																												
1	円 380,000																												
2	427,000																												
3	477,000																												
4	539,000																												
5	615,000																												
6	718,000																												
2～4 略	2～4 略																												
第6条 略	第6条 略																												
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは、「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは、「 <u>100分の165</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の175</u> 」とする。																												

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号） ・ 地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（令和5年6月9日付総行給第29号、総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知） ・ 令和5年人事院勧告（令和5年8月7日） ・ 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和5年奈良市条例第 号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 勤勉手当の新設（第14条の2、第24条の2関係）</p> <p>(1) フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について、常勤職員に準じた勤勉手当を支給する。 令和6年6月以降 1.025箇月分</p> <p>2. 給料表の改定（別表第1関係）</p> <p>(1) 会計年度任用職員について、常勤職員に準じた給与の引上げを行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの。 ・ 常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与の改定を行うもの。 		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当_____及び特殊勤務手当をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項及び第24条_____において同じ。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 この条例で給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項、次条、第24条及び第24条の2において同じ。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>

現行	改正案
<p>(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)</p> <p><u>第14条の2</u> 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。))の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年</p>	<p><u>第14条の2</u> 給与条例第25条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、<u>任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)</p> <p><u>第14条の3</u> 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条(第3項及び第5項を除く。)から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。))の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年</p>

現行	改正案
<p>度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）</p> <p><u>第24条の2 略</u></p> <p>（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）</p> <p>第25条 第2条から<u>第14条の2</u>までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料について</p>	<p>度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第25条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）</p> <p><u>第24条の3 略</u></p> <p>（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）</p> <p>第25条 第2条から<u>第14条の3</u>までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料について</p>

現行

ては、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。

2 略

別表第1（第4条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200

改正案

ては、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額450,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。

2 略

別表第1（第4条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600

現行				改正案			
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>

現行				改正案			
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>

現行				改正案			
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>	99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>

現行				改正案			
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>	100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>	105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>	106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>	107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>	108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>	109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>	110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>	111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>	112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>	113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>
114		<u>301,000</u>		114		<u>302,000</u>	
115		<u>301,300</u>		115		<u>302,300</u>	
116		<u>301,700</u>		116		<u>302,700</u>	
117		<u>301,900</u>		117		<u>302,900</u>	
118		<u>302,100</u>		118		<u>303,100</u>	
119		<u>302,400</u>		119		<u>303,400</u>	
120		<u>302,700</u>		120		<u>303,700</u>	
121		<u>303,100</u>		121		<u>304,100</u>	
122		<u>303,300</u>		122		<u>304,300</u>	
123		<u>303,600</u>		123		<u>304,600</u>	
124		<u>303,900</u>		124		<u>304,900</u>	
125		<u>304,200</u>		125		<u>305,200</u>	

条例制定改廃調書

1 名 称	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）第1条による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	1. 「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。（第1条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律改正に伴い、引用条文に条項ずれが生じたこと、また、従来「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とされていた手当の名称が、感染症の発生及びまん延の初期段階からの派遣が可能となったことから、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と改正されたことから、所要の改正を行うため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

災害派遣手当等の支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員（以下「職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号。以下「改正法」という。） ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）第6条による戸籍法（昭和22年法律第124号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法律の一部改正に伴い、下記の手数料を新設する。（別表関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍謄本等広域交付手数料 450円 (2) 除籍謄本等広域交付手数料 750円 (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 400円 (4) 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 700円 (5) 届書等情報の内容の証明書交付手数料 350円 (6) 届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 350円
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法律の一部改正により戸籍謄本等広域交付手数料等を新設するもの。 		
5 施行期日	改正法附則第1条第5号の政令で定める日	所管部課	市民部 市民課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
7	戸籍謄抄本等 交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号） 第10条第1項、第10条の2第1 項若しくは第3項から第5項ま で若しくは第126条の規定に基 づく戸籍の謄本若しくは抄本の 交付又は同法第120条第1項 若しくは第126 条の規定に基づく磁気ディスク をもって調製された戸籍に記録 されている事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交付	略	7	戸籍謄抄本等 交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号） 第10条第1項、第10条の2第1 項若しくは第3項から第5項ま で若しくは第126条の規定に基 づく戸籍の謄本若しくは抄本の 交付又は同法第120条第1項、第 120条の2第1項若しくは第126 条の規定に基づく戸籍証明書 の交付	略
				7の 2	戸籍電子証明 書提供用識別 符号発行手 料	戸籍法第120条の3第2項の規 定に基づく戸籍電子証明書提供 用識別符号の発行（情報通信技 術を活用した行政の推進等に関 する法律（平成14年法律第151 号）第7条第1項の規定により 同法第6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法 （総務省令で定めるものに限 る。以下この項において同じ。）	戸籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき 400円

現行				改正案			
						により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
8	略	略	略	8	略	略	略
9	除籍謄抄本等 交付手数料	戸籍法第12条の2若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	9	除籍謄抄本等 交付手数料	戸籍法第12条の2若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書_____の交 付	略

現行				改正案			
				9の2	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき 700円
10	略	略	略	10	略	略	略
11	届出又は申請の受理等の証	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む	略	11	届出又は申請の受理等の証	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む	略

現行				改正案			
	明書交付手数料	む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付			明書交付手数料	む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	
12	届書等閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	略	12	届書等閲覧手数料	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	略
	略	略	略		略	略	略
備考 略				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 従来、15歳までの子どもがその対象であった現物給付方式による福祉医療費（子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び心身障害者医療費をいう。）の助成対象を、18歳までの子どもに拡大するため、下記の条例について必要な整備を行う。</p> <p>(1) 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（第1条による改正）</p> <p>(2) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（第2条による改正）</p> <p>(3) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（第3条による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・子どもに対する医療費（以下「子ども医療費」という。）、ひとり親家庭等に対する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）及び心身障害者に対する医療費（以下「心身障害者医療費」という。）の現物給付方式による助成の対象を拡大するため所要の規定の整備を行おうとするもの。</p>		
5 施行期日	令和6年8月1日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課、福祉部 福祉医療課

奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該子ども <u>(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)</u> が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該子ども _____ が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>18歳未満の児童</u>に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。</p> <p>3 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第3条による国民健康保険法（昭和33年法律第19号）の一部改正 ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）第1条による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1. 出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料所得割額及び均等割額を減額する。（第16条の4関係）</p> <p>(1) 単胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の前月から翌々月までの4箇月分を減額する。</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3月前から翌々月までの6箇月分を減額する。</p> <p>2. その他所要の改正を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の法律等の一部改正に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料所得割額及び均等割額を減額するもの。 		
5 施行期日	令和6年1月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条及び第16条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項 _____の規定による繰入金及び 国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ 略 エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</p>	<p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金</p>

現行	改正案
<p>額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約</p>	<p>額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約</p>

現行	改正案
<p>等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条及び第16条の3 _____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項 _____の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(介護納付金賦課総額)</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p>
<p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条 _____</p>	<p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4 _____</p>

現行	改正案
<p>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p>	<p>の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(3) 略</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p>
<p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は_____1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた_____場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は_____第12条の8の額又は次条</p>	<p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額(被保険者数が増加又は_____減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))_____における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第12条の8の額又は次条</p>

現行	改正案
<p>第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</p> <p>_____の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は_____1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた_____日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額又は_____第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項の各号に定める額</p> <p>_____の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>	<p>第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>

現行	改正案
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条</p>

現行	改正案
<p>の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>

現行	改正案
<p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p>	<p>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p>
<p>(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p>	<p>(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>5・6 略</p>	<p>5・6 略</p>
	<p>(<u>出産被保険者の保険料の減額</u>)</p> <p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る<u>基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額</u></p>

現行	改正案
	<p>に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9</p>

現行	改正案
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>	<p>条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p>

現行	改正案
<p>第21条の3 略</p>	<p>第21条の3 略 <u>(出産被保険者に関する届出)</u></p> <p>第21条の4 <u>出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産の予定日</u> (4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>2 <u>前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市二名地域ふれあい会館を新設する。（第2条関係）</p> <p>2. 奈良市二名地域ふれあい会館の利用料金の上限額を設定する。（別表関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・二名地区に地域ふれあい会館を新設し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行		改正案																																		
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略	略	奈良市明治地域ふれあい会館	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略	略	奈良市明治地域ふれあい会館	略	奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号																			
名称	位置																																			
略	略																																			
奈良市明治地域ふれあい会館	略																																			
名称	位置																																			
略	略																																			
奈良市明治地域ふれあい会館	略																																			
奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号																																			
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金(1時間当たり)	略	略	円 略	略	略	略	奈良市明治地域ふれあい会館	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">奈良市二名地域ふれあい会館</td> <td>大会議室</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>会議室A</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>会議室C</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		区分		利用料金(1時間当たり)	略	略	円 略	略	略	略	奈良市明治地域ふれあい会館	略	略	奈良市二名地域ふれあい会館	大会議室	770	会議室A	300	会議室B	300	会議室C	300
区分		利用料金(1時間当たり)																																		
略	略	円 略																																		
略	略	略																																		
奈良市明治地域ふれあい会館	略	略																																		
区分		利用料金(1時間当たり)																																		
略	略	円 略																																		
略	略	略																																		
奈良市明治地域ふれあい会館	略	略																																		
奈良市二名地域ふれあい会館	大会議室	770																																		
	会議室A	300																																		
	会議室B	300																																		
	会議室C	300																																		
備考 略		備考 略																																		

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 鴻ノ池ランニングステーションについて、名称、位置を規定する。（別表第1関係）</p> <p>(1) 名称 鴻ノ池ランニングステーション</p> <p>(2) 位置 奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号</p> <p>2. 供用日及び供用時間（別表第1の2関係）</p> <p>(1) 供用日 水曜日、休日の翌日及び12月26日から翌年1月5日までを除く日</p> <p>(2) 供用時間 午前9時から午後9時まで</p>
3 制定改廃の理由	<p>・鴻ノ池運動公園内に、新たに鴻ノ池ランニングステーションを設置することに伴い、所要の規定を整備する必要があるため。</p> <p>3. 使用料（別表第12関係）</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 個人使用の場合 全日 400円</p> <p>イ 独占使用の場合 全日 28,000円</p> <p>(2) 使用料の特例</p> <p>ア 小学生、中学生及び高校生等が使用する場合における使用料は、上記使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、上記使用料の額の2割増に相当する額とする。</p>		
5 施行期日	規則で定める日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行			改正案																							
<p>(使用料)</p> <p>第5条 体育施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第11までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スケートボードパーク</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			種別	名称	位置	略	略	略	スケートボードパーク	略	略	<p>(使用料)</p> <p>第5条 体育施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第12までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スケートボードパーク</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ランニングステーション</td> <td>奈良市鴻ノ池ランニングステーション</td> <td>奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号</td> </tr> </tbody> </table>			種別	名称	位置	略	略	略	スケートボードパーク	略	略	ランニングステーション	奈良市鴻ノ池ランニングステーション	奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号
種別	名称	位置																								
略	略	略																								
スケートボードパーク	略	略																								
種別	名称	位置																								
略	略	略																								
スケートボードパーク	略	略																								
ランニングステーション	奈良市鴻ノ池ランニングステーション	奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号																								
<p>別表第1の2（第2条の3関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌</td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌</td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時</td> </tr> </tbody> </table>			施設の種別	供用日	供用時間	野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。	体育館	曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時	<p>別表第1の2（第2条の3関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌</td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌</td> <td>午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時</td> </tr> </tbody> </table>			施設の種別	供用日	供用時間	野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。	体育館	曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時			
施設の種別	供用日	供用時間																								
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。																								
体育館	曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時																								
施設の種別	供用日	供用時間																								
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外の場合、午前9時から午後5時まで。																								
体育館	曜日又は休日でない日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときを除く。）及び12月26日から翌	午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時																								

現行				改正案			
		年1月5日までを除く日	まで。			年1月5日までを除く日	まで。
武道場			午前9時から午後9時まで	武道場			午前9時から午後9時まで
弓道場				弓道場			
クラブハウス				クラブハウス			
陸上競技場				陸上競技場			
スケートボードパーク				スケートボードパーク			
				ランニングステーション			
略	略	略	略	略	略	略	略
略		略	略	略		略	略

別表第11（第5条関係）

略

別表第11（第5条関係）

略

別表第12（第5条関係）

ランニングステーション使用料

区分	全日
	9:00~21:00
個人使用 (1人当たり)	円 400
独占使用	28,000

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の

現行	改正案
	<p><u>1に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 高の原第一自転車駐車場について規定する文言を削る。(第2条、第3条、別表関係)
3 制定改廃の理由	<p>・本市が設置する5箇所の自転車駐車場のうち、高の原第一自転車駐車場については施設の老朽化が進んでいることに加え、利用率が低いことから運営の効率化を図るため、当該自転車駐車場を廃止し4箇所に変更するもの。</p>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	環境部 環境政策課

奈良市自転車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市中筋自転車駐車場</td> <td>奈良市中筋町31番地の18</td> </tr> <tr> <td>奈良市高の原第一自転車駐車場</td> <td>奈良市右京一丁目14番地</td> </tr> <tr> <td>奈良市高の原第二自転車駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用できる車両)</p> <p>第3条 駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に掲げる車両（以下「自転車等」という。）とする。</p> <p>(1) <u>奈良市中筋自転車駐車場及び奈良市高の原第一自転車駐車場</u> ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 <u>奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 1～4 略</p> <p>2 略</p>	名称	位置	奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18	奈良市高の原第一自転車駐車場	奈良市右京一丁目14番地	奈良市高の原第二自転車駐車場	略	略	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市中筋自転車駐車場</td> <td>奈良市中筋町31番地の18</td> </tr> <tr> <td>奈良市高の原第二自転車駐車場</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用できる車両)</p> <p>第3条 駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に掲げる車両（以下「自転車等」という。）とする。</p> <p>(1) 奈良市中筋自転車駐車場_____ ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>1 奈良市中筋自転車駐車場_____、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 1～4 略</p> <p>2 略</p>	名称	位置	奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18	奈良市高の原第二自転車駐車場	略	略	略	略
名称	位置																				
奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18																				
奈良市高の原第一自転車駐車場	奈良市右京一丁目14番地																				
奈良市高の原第二自転車駐車場	略																				
略	略																				
略																					
名称	位置																				
奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18																				
奈良市高の原第二自転車駐車場	略																				
略	略																				
略																					

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について（平成30年3月30日付国住備第505号国土交通省住宅局長通知） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奈良市営住宅条例の一部改正（第1条による改正） 指定管理者制度を導入することができるよう必要な条文を新設する。 2. 奈良市改良住宅条例の一部改正（第2条による改正） 市営住宅における上記の条文の新設に伴い、準用規定を整理する。 3. 奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正（第2条による改正） 市営住宅における上記の条文の新設に伴い、準用規定を整理する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の国通知の趣旨に鑑み、市営住宅等の管理について、指定管理者制度を導入することができるよう条文を整備する必要があるため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 住宅課

奈良市営住宅条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第6章 雑則 (第48条—<u>第50条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第51条</u>)</p> <p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～9 略</p>	<p>目次</p> <p>第6章 雑則 (第48条—<u>第51条</u>)</p> <p>第7章 罰則 (<u>第52条</u>)</p> <p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、<u>配偶者暴力防止等法</u>第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ)・(ウ) 略</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～9 略</p> <p><u>(指定管理者)</u></p>

現行	改正案
<p>(その他) 第50条 略 (罰則) 第51条 略</p>	<p>第50条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる市営住宅及び共同施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者の募集に関すること。 (2) 市営住宅の家賃の徴収に関すること。 (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。 (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。 (5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するもののうち市長が定めるもの</p> <p>(その他) 第51条 略 (罰則) 第52条 略</p>

奈良市改良住宅条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条及び第51条_____の規定（改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条（次条に規定する場合を除く。）、第18条、第22条、第23条、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。）を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(準用等)</p> <p>第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条、<u>第50条及び第52条</u>の規定（改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条（次条に規定する場合を除く。）、第18条、第22条、第23条、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。）を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。</p> <p>2～6 略</p>

奈良市コミュニティ住宅条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第6条 コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条及び第51条_____の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定（市営住宅条例第22条第2項第2号及び第23条第3項第2号の規定は、別表第2のコミュニティ住宅の管理に係る場合に限る。）は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(準用等)</p> <p>第6条 コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条、<u>第50条及び第52条</u>の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定（市営住宅条例第22条第2項第2号及び第23条第3項第2号の規定は、別表第2のコミュニティ住宅の管理に係る場合に限る。）は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p> <p>2～6 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号） ・「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について（令和3年5月28日付医政発0528第1号厚生労働省医政局長通知） 	4 制定改廃の概要	1. 土曜日の一般外来診療（救急患者を除く。）を休診日とする。（第4条の2関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・市立奈良病院において現在行っている土曜日の一般外来診療について、国の「医師の働き方改革」を受けて医師の時間外労働の上限規制が令和6年度から開始されることに伴い、土曜日の一般外来診療のあり方を見直す必要が生じており、現在の診療実績や近隣府県の公立病院での状況等も勘案し、外来患者（救急患者を除く。）の休診日に土曜日を追加する旨の改正を行うため。 		
5 施行期日	令和6年6月1日	所管部課	健康医療部 医療政策課

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(外来患者の休診日、診療受付時間等)</p> <p>第4条の2 外来患者(救急患者を除く。以下同じ。)の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日 _____</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>指定管理者が市長の承認を得て定める診療科にあつては、土曜日</u></p> <p>2 <u>外来患者の診療の受付時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>月曜日から金曜日まで</u> <u>ア 午前8時30分から午前11時30分まで</u> <u>イ アに掲げる時間のほか、指定管理者が定める診療科にあつては、午後1時30分から午後4時まで</u></p> <p>(2) <u>土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(外来患者の休診日、診療受付時間等)</p> <p>第4条の2 外来患者(救急患者を除く。以下同じ。)の休診日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日<u>及び土曜日</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 <u>外来患者の診療の受付時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午前11時30分までとする。ただし、指定管理者は、指定管理者が別に定める診療科について、午後1時30分から午後4時までについても外来患者の診療の受付時間とすることができる。</u></p> <p>3・4 略</p>